

市役所各課へは
代表番号
(☎0956-24-1111)
からお申し込み



お知らせ

祝日の燃やせるごみ収集

廃棄物・リサイクル対策課
(☎0956・32・2428)
7月17日(海の日)＝収集します

7月は「社会を明るくする運動」 強調月間です

同運動・佐世保地区実施委員会
(☎0956・25・3188)
社会を明るくする運動は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない社会を築こうとする全国的な運動です。



割合が2割に該当する人へ6月末までに申請書を送付しています。収入が基準額に満たない人は、必ず期限内に申請してください。

国保税は納期限内に納めましょう

市役所国民健康保険課

保険税を長期間滞納すると保険証の有効期間が短くなる場合や、診療費を一時的に全額(10割)自己負担しなければならぬ場合があります。

7月は固定資産税、国民健康保険 税第2期分の納付月です

市役所納税課

納め忘れがなく、便利な口座振替や納税組合をご利用ください。
7月は下水道受益者負担金の納付月です

水道局下水道管理課

(☎0956・24・1151)
受益者負担金は、下水道敷設のための貴重な財源です。該当者は、期限内に最寄りの金融機関で必ず納入してください。

夜間漏水調査にご協力ください

水道局給水課

(☎0956・24・1151)
水道管の漏水調査は、わずかな漏水音を聞き取らなければならぬため、車両の通行量や水道の使用が1

7月は青少年の非行問題に取り組む 全国強調月間です

市教育委員会社会教育課

家庭や地域の中で、子どもたちを取り巻く社会環境について見つめ直す取り組みをお願いします。青少年の非行防止・環境浄化にご協力を。

原爆投下の日に黙とうを

市役所地域振興課

昭和20年8月6日8時15分広島市、8月9日11時2分長崎市への原爆投下による犠牲者のご冥福をお祈りするため、投下時刻にサイレンを鳴らします。黙とうにご協力を。

防犯灯の維持費(電灯料)補助の 補助率を変更

市役所地域振興課

町内会組織が保有している防犯灯の維持費(電灯料)について、20ワットと40ワット以上の2系統に分けて8割相当額を補助していたものを、平成18年度申請分からは10割相当額を補助します。

日で最も少ない深夜に実施しています。お騒がせする場合がありますが、ご理解をご協力をお願いします。

廃家電製品4品目の指定引取場所 が6月から変更されました

市廃棄物リサイクル対策課

(☎0956・32・2428)
指定引取場所【旧】九州産交運輸(株)佐世保支店【新】久留米運送(株)佐世保店(新行江町・☎0956・30・7285)へ対象製品：日立、三菱、三洋、シャープ、ソニー、NEC製などの家電リサイクル法に係る廃家電製品4品目
↓エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍)庫、洗濯機 16ページ参照。

佐世保市史編さん資料データベー スシステムをご利用ください

市立図書館

(☎0956・22・5618)
市制百周年記念事業の佐世保市史編さんで使用した資料を、デジタル化してデータベース化しました。市立図書館2階・郷土資料室のパソコンで見ることが出来ます。利用開始日：7月13日

市民会館の来年8月使用の予約会 開催日にご注意ください

市民会館

(☎0956・23・0267)
市民会館では、毎月1日に1年先の月に使用する分の予約会を開催し

夏の交通安全県民運動

市役所交通安全対策課

とき：7月10～19日 **スローガン**
「その駐車 あなた以外が 困つて 運動の重点」飲酒・暴走等無謀運転の根絶 自転車・二輪車の交通事故防止 高齢者の交通事故防止 夕暮れ時における早めの点灯、雨天・曇天時の点灯、駐車マナーの向上にもご協力ください。

計量器定期検査日程(7月分)

市消費生活センター

(☎0956・22・2592)

日程 10日＝ひまわりの館(吉井町前岳) 11日＝しいのきの館(吉井町直谷) 14日＝宇久行政センター 14日＝家畜診療所(旧宇久町神浦支所) 18日＝世知原行政センター 21日＝小佐々行政センター **時間** 14～16時、9時30分～11時30分、13～14時 家庭用計量器は無料

国民年金の免除申請はお早めに

佐世保社会保険事務所

(☎0956・34・1148)
保険料の納付が困難な人には、申請免除制度が設けられています。免除の期間は、年金受給資格年数と年金額に反映されます。免除の審査は、前年の所得を基に行います。手続きは7月以降に社会保険事務所、市役所戸籍住民課、各支所、各行政センター

ています。平成19年8月分の予約会は、ことし8月1日が休館日のため次のとおり変更します **受付日時** 8月2日8時45分 **受付場所** 市民会館・集会室E
8月は「道路ふれあい月間」、8月10日は「道の日」です

市役所土木部管理課

この機会に道路の重要性について、ご理解をお願いします。

勤労者福祉支援事業

長崎県勤労者福祉事業団事務局

(☎095・895・2716)
次の事業に経費の一部を助成します 就業規則作成・改正 企業内等研修会開催 勤労者ふれあい交流 対象：中小企業事業主、商工会議所などの団体 助成金：対象経費総額の2分の1(上限10万円) 締め切り：7月31日 詳しくはお尋ねを。

新規開業者への利子補給制度

市役所商工労働課

開業してから1年未満で、国民生活金融公庫から開業のために資金を借り入れた人を対象に利子補給制度があります。詳しくはお尋ねください。

ターで 7月から、従来の「全額・半額免除」納付猶予に、「4分の1および4分の3免除」を加えた多段階免除制度が導入されます。

国保に関するお届けは14日以内に 市役所戸籍住民課

国保への加入または国保をやめる場合、世帯主が同課か各支所、各行政センターで手続きをしてください。ほかの健康保険に加入しても、国保をやめる手続きをしていないと、保険税を二重に支払う恐れがあります。国保への加入手続きが遅れると、最高3年前までさかのぼって国保税を納めることとなります。

老人保健法医療受給者証と国保高 齢受給者証の負担割合を変更

市役所戸籍住民課

8月に老人保健法医療受給者証と国民健康保険高齢受給者証の負担割合を前年の所得に基づき変更します。該当者には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。変更がない人は、現在お持ちの受給者証を引き続きご使用ください。

基準収入額適用申請書の提出を

市役所国民健康保険課

老人保健法医療受給者証と国民健康保険高齢受給者で、8月以降に負担

開業資金、創業資金の融資制度

市役所商工労働課

低金利の融資制度を開設しました 対象：市内で開業予定または開業して間もない人 詳しくはお尋ねください。

求職のお手伝いをします

フレッシュワーク佐世保

再就職支援センター佐世保(☎0956・24・7431) 対象：おおむね35歳未満の求職者 内容：適職診断や情報提供、個別力ウンセリング(要予約)など 再就職支援センター佐世保(☎0956・24・1090) 対象：おおむね35歳以上の求職者 内容：相談員によるカウンセリングなど 時間：10～19時(月・土曜は18時まで、日曜休館) 月々金曜10～18時 場所：とも明治安田生命ビル2階(三浦町)

業務を委託(平成18年度)

【三川内焼伝統産業会館の使用料と冷暖房使用料の徴収】三川内陶磁器工業協同組合へ【宇久地域ごみ処理手数料の徴収と収納】宇久地域内・26地区代表者へ

人権

さまざまなる人権 企業と人権 企業は、社会との深いかわりの中で活動しているため、社会のルールを守ることは当然であり、企業自身が「企業市民」として、社会的責任を果たすことが求められています。21世紀の国際社会では、社会的責任を果たす企業、言い換えると「環境や人権に配慮した企業」が社会的に高く評価されています。 お尋ね 市役所人権啓発課